

中間報告書

平成22年3月1日

生駒市環境審議会ごみ減量化専門部会

目 次

1. はじめに.....	2
2. プラスチック製容器包装等新たな分別収集の全市実施の可能性とそれに伴う燃 えるごみの効果的・効率的な収集運搬体制の検討	3
(1) 容器包装リサイクル法に基づくプラスチック製容器包装の分別収集の現状に ついて	3
(2) プラスチック製容器包装のリサイクル方法別二酸化炭素の削減効果.....	4
(3) 可燃ごみの月・木、火・金、水・土の3ルート収集から月・木、火・金の2 ルート収集への変更による市民に対するごみ排出に及ぼす影響について.....	5
(4) プラスチック製容器包装の全市実施に向けた中間処理システム整備のあり方 と収集頻度、分け方・出し方の市民への周知徹底方法.....	6
①全市実施に向けた中間処理システム整備のあり方	6
②プラスチック製容器包装分別収集の全市実施に向けて	9
3. 粗大ごみの電話リクエスト制の導入について	10
(1) 電話リクエスト制の実施時期と対象品目	10
(2) 電話リクエスト制の方式と受付方式.....	10
(3) 有料制の導入	11
(4) 粗大ごみのリユースの促進.....	11
(5) その他導入に当たっての配慮事項.....	11
4. その他.....	12
資料.....	17
資料1 生駒市環境審議会ごみ減量化専門部会委員名簿.....	17
資料2 生駒市環境審議会ごみ減量化専門部会等開催状況.....	18

ごみ減量化専門部会からの中間報告について

1. はじめに

生駒市環境審議会ごみ減量化専門部会（以下、「専門部会」という。）では、生駒市環境審議会からの付託を受けて、①プラスチック製容器包装等新たな分別収集の全市実施の可能性とそれに伴う燃えるごみの効果的・効率的な収集運搬体制の検討と②粗大ごみの電話リクエスト制の導入について、これまでに7回の専門部会、4回の勉強会（施設見学等を含む）を開催し、精力的に議論を積み重ねてきました。

検討の結果、粗大ごみの電話リクエスト制の導入については、高齢化社会が進む中、市民負担を減らすことができ、早期に実施することが望ましいと意見がまとまりました。

一方、プラスチック製容器包装等新たな分別収集の全市実施の可能性とそれに伴う燃えるごみの効果的・効率的な収集運搬体制の検討については、全市実施時のプラスチック製容器包装の収集量の想定や、3ルート収集から2ルート収集への変更に伴う必要収集車両台数の算定のための条件整理のためには、今後数回程度の慎重な議論を継続する必要があります。

このため、本専門部会では、これまでの議論の内容を中間報告として取りまとめましたので、ここに報告いたします。

なお、今後生駒市環境審議会のご意見をいただき、更なる議論を重ね、早急に最終取りまとめをしてまいります。

生駒市環境審議会ごみ減量化専門部会
部会長 森住 明弘

2. プラスチック製容器包装等新たな分別収集の全市実施の可能性とそれに伴う燃えるごみの効果的・効率的な収集運搬体制の検討

プラスチック製容器包装（ペットボトルは除く。以下同じ。）等新たな分別収集の全市実施の可能性とそれに伴う燃えるごみの効果的・効率的な収集運搬体制の検討については、①容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下、「容器包装リサイクル法」という。）に基づくプラスチック製容器包装の分別収集の現状について②プラスチック製容器包装のリサイクル方法別二酸化炭素削減効果について③可燃ごみの月・木、火・金、水・土の3ルート収集から月・木、火・金の2ルート収集への変更による市民に対するごみ排出に及ぼす影響について④プラスチック製容器包装の全市実施に向けた中間処理システム整備のあり方と、収集頻度、分け方・出し方の市民への周知徹底方法についての4点が議論の主な対象となりました。

(1) 容器包装リサイクル法に基づくプラスチック製容器包装の分別収集の現状について

プラスチック製容器包装は、家庭ごみ中に重量比で10%前後、容積比で35%～40%含まれています。

このプラスチック製容器包装のリサイクルを推進するため容器包装リサイクル法が平成12年に完全施行されましたが、市町村（及び市民）の責任の範囲と（財）日本容器包装リサイクル協会（及び事業者）の責任の範囲等、法律に基づくプラスチック製容器包装のリサイクルの仕組みの整理を行いました。

その結果、プラスチック製容器包装を分別収集し、異物を選別除去し、一定の大きさに圧縮梱包するまでが市町村（及び市民）の責任で、その圧縮梱包物を、材料リサイクル、ケミカルリサイクルの方法でリサイクルするのが（財）日本容器包装リサイクル協会（及び事業者）の責任であり、圧縮梱包物を（財）日本容器包装リサイクル協会が引き取った後のリサイクル方法については市町村（及び市民）に選択権はなく、リサイクル方法に対する市町村（及び市民）の希望は反映されない仕組みであることがわかりました。

また、リサイクル方法については、材料リサイクルを行う再商品化事業者がリサイクルを引き受ける費用は、平成20年度で、プラスチック製容器包装1トン当たり約7万3千円であり、ケミカルリサイクルの約5万2千円に比べて高額ですが、市町村により圧縮梱包されたプラスチック製容器包装は、材料リサイクルを行う再商品化事業者が優先して引き取れるようになっていました。そして、実際の材料リサイクルでは、図1に示すように材料リサイクルを行う再商品化事業者に引き取られ

た約30万トンのうち、再商品化されたのはほぼ半分の15万トンで、残りはRPF化（古紙及びプラスチックを原料とした高カロリーの固形燃料）、セメント原燃料化等の他の用途に利用されていました。

また、専門部会においてプラスチックの再生業者（輸送用パレットの製造業者）の施設見学を実施し、プラスチックリサイクルの現況を調査した限りにおいては、材質的にPP（ポリプロピレン）及びPE（ポリエチレン）のみが再商品化され、PS（ポリスチレン）については、再商品化されていないことがわかりました。

さらに、現在の容器包装リサイクル法の枠組みでは、プラスチック製容器包装以外のおもちゃ、文具、日用品等のプラスチック製品は(財)日本容器包装リサイクル協会が引き取らないなどの問題を抱えていることを把握しました。

図1 容器包装リサイクル法に基づくプラスチック製容器包装のリサイクルの流れ（平成19年度）



出典：(財)日本容器包装リサイクル協会ホームページから

(2) プラスチック製容器包装のリサイクル方法別二酸化炭素の削減効果

容器包装リサイクル法では、圧縮梱包物を(財)日本容器包装リサイクル協会が引き渡した後のリサイクル方法に対して市町村（及び市民）の希望は反映されない仕組みですが、環境負荷の側面からプラスチック製容器包装を焼却処理する場合と、材料リサイクル、ケミカルリサイクル（高炉還元、コークス炉化学原料）の方法でリサイクルする場合とを比較しました。

なお、環境負荷については、地球温暖化防止に寄与する二酸化炭素排出量と、有

害物質等による環境汚染の危険性の二つがありますが、ごみ減量化専門部会では二酸化炭素の削減効果についてだけを検討しました。

試算の結果は表1に整理していますが、どのリサイクル方法でも焼却処理するよりは二酸化炭素の排出量が削減されるものの、現在のリサイクル方法では、ケミカルリサイクルの方が優れていることがわかりました。

今後、有害物質等による環境汚染の危険性について、検討する予定です。

表1 プラスチック製容器包装のリサイクル方法別二酸化炭素削減効果

(焼却処理する場合との比較)

		プラスチック製容器包装 分別収集量年間約600 t の場合 (現在のモデル地区での 収集実績から設定)	プラスチック製容器包装 分別収集量年間約1,200 t の場合 (収集実績の2倍を目指した 場合として設定)
材料リサイクル		- 660 t ~ 671 t ※残渣処理：RPF燃料化～セメント原料化	- 1,221 t ~ 1,244 t ※残渣処理：RPF燃料化～セメント原料化
ケミカルリ サイクル	高炉還元	- 1,639 t	- 3,276 t
	コークス炉 化学原料	- 1,522 t	- 3,046 t

注1) 計算は(財)日本容器包装リサイクル協会、環境省の資料を参考に行いました。

2) 焼却処理は現行の生駒市の施設を基準としており、発電による二酸化炭素の削減効果は考慮していません。

(3) 可燃ごみの月・木、火・金、水・土の3ルート収集から月・木、火・金の2ルート収集への変更による市民に対するごみ排出に及ぼす影響について

プラスチック製容器包装の分別収集を実施するためには、新たに収集費用が発生します。この収集費用を吸収するには、現在の可燃ごみの3ルート収集をより効率化しごみ収集の経費を削減するか、3ルート収集から2ルート収集に変更し収集費用を削減する2つの方法が考えられます。このように現在の可燃ごみの収集を再検討して、プラスチック製容器包装の分別収集に要する費用を生み出すことができるかについて、現在検討作業中です。

それに先立ち、表2に示すように3ルートを2ルートに変更することは、可燃ごみやプラスチック製容器包装の午後収集の導入が必要となるため、午後収集の可否を中心に議論を行いました。午後収集について市民に対する影響としては、カラスや犬・猫によるごみの食い散らし等の被害、カラス除けネットの片づけやステーションの清掃等が考えられますが、ネットの片づけやステーションの清掃等については、現在でも勤めがある市民等は夕方に片づけている場合もあり、それほど大きな影響

はないという意見や住環境都市を標榜している生駒市では綺麗なまちを目指すべきであり、午後収集には問題があるという意見も出されました。

今後は、3ルート収集でのより効率化あるいは、3ルート収集から2ルート収集への変更に伴う収集費用の削減効果について、プラスチック製容器包装の収集頻度、生駒市清掃センターへの直送実施の有無等の前提条件を整理して算定していくとともに、このような経費算定を踏まえて、午後収集の問題等の議論を深めていく予定です。

表2 プラスチック製容器包装を週の後半(収集頻度は週1回)に収集する場合の例

		月	火	水	木	金	土
地区 ①	第1週	燃えるごみ 一部地区 午後収集	※	※	燃えるごみ 一部地区 午後収集	プラ製容器包装 午後収集	—
	第2週	燃えるごみ 一部地区 午後収集	※	※	燃えるごみ 一部地区 午後収集	プラ製容器包装 午後収集	—
地区 ②	第1週	※	燃えるごみ 一部地区 午後収集	※	プラ製容器包装 午後収集	燃えるごみ 一部地区 午後収集	—
	第2週	※	燃えるごみ 一部地区 午後収集	※	プラ製容器包装 午後収集	燃えるごみ 一部地区 午後収集	—

注) ※印の曜日は、資源ごみ等他の分別区分の収集曜日として設定します。

(4) プラスチック製容器包装の全市実施に向けた中間処理システム整備のあり方と収集頻度、分け方・出し方の市民への周知徹底方法

① 全市実施に向けた中間処理システムの整備のあり方

プラスチック製容器包装については、可燃ごみ中のプラスチック製容器包装を分別して再資源化を図るというものであるため、その収集業務は可燃ごみの収集と極めて密接な関係があり、新たに収集車両を投入することなく現収集車両の有効活用を図ることで、分別収集に係る経費の縮減につながることから、可燃ごみの収集業務と一体的に考える必要があります。また、生駒市では可燃ごみの収集運搬業務は、平成20年度から24年度までの5ヶ年の長期継続契約を締結しています。これらのことから、プラスチック製容器包装の収集運搬業務については、可燃ごみ収集運搬業務を委託している現業者に委託することが合理的であると考えられます。

このような状況から、専門部会では中間処理システムのあり方について、調査・検討を行いました。

プラスチック製容器包装の全市実施に向けて、公設の選別圧縮梱包施設の建設には、新たな用地確保が困難であることもあり、既存施設を活用するには稼働までに長い時間を要します。このため、市内及び近隣の民間施設に選別圧縮梱包処理を委託する必要があります。

選別圧縮梱包処理の民間委託先の確保状況から4つの中間処理システム（選別圧縮梱包システム）について、システムの概要と収集・中間処理費用及びシステムの長所・問題点を表3のとおりに整理しました。

中間処理費用及び自区内処理の面から、システム1が望ましいと考えますが、中間処理施設の整備は未着手であり、整備に向けた手続き、近隣自治会との合意形成等の関係から施設の稼働に遅れが生じる場合には、システム2の採用を検討することで意見がまとまりました。

いずれにせよ、選別圧縮梱包処理を民間に委ねる予定であり、今後は、市内及び近隣における民間事業者のプラスチック製容器包装の引き取り情報を引き続き収集する必要があります。

表3 プラスチック製容器包装の中間処理システム（選別圧縮梱包システム）の比較検討

システム	システムの概要	プラ製容器包装の収集に必要な収集車両台数と収集費用 ※木と金曜収集の場合（2t車は最低3台確保）	選別作業委託費等	収集費用と選別作業委託費を合わせたトータルの費用	システムの評価
<p>システム1</p> <p>市内民間事業者を選別圧縮梱包を委託し、収集委託業者が直接搬入</p>		<p>[600 t/年] ※隔週収集 (1収集日の必要台数) (収集費用) 2t車3台 3t車3～4台 計約19,000千円</p> <p>[1,200 t/年] ※毎週収集（木・金曜日は午後収集） (1収集日の必要台数) (収集費用) 2t車3台 3t車3～4台 計約37,000千円</p>	<p>[600 t/年] 600t/年×40千円/t +600t/年×3,285円/t =約26,000千円</p> <p>[1,200 t/年] 1,200t/年×40千円/t +1,200t/年×3,285円/t =約52,000千円</p> <p>※40千円/tは設備投資の原価償却を含めた金額として設定 ※3,285円/tは再商品化委託料市町村負担分 ※選別残渣は生駒市が処理</p>	<p>[600 t/年] 計約45,000千円</p> <p>[1,200 t/年] 計約89,000千円</p>	<p>[長所] ○費用は最も安価 ○自区内処理</p> <p>[問題点] ○プラの木・金の午後収集は午後3時頃も有り ○可燃ごみは週の前半に午後3時頃の収集有り ○市内業者が設備投資し受入体制をすぐに整備するとは限らない（当初は5年程度の長期契約保証等が必要） ○競争関係が発生するとは思えないので随意契約が続く</p>
<p>システム2</p> <p>市（県）外の近隣の民間事業者へ選別圧縮梱包を委託し、収集委託業者が直接搬入</p>		<p>[600 t/年] ※隔週収集 (1収集日の必要台数) (収集費用) 2t車3台 3t車8～9台 計約35,000千円</p> <p>[1,200 t/年] ※毎週収集（木・金曜日は午後収集） (1収集日の必要台数) (収集費用) 2t車3台 3t車8～9台 計約70,000千円</p>	<p>[600 t/年] 600t/年×30千円/t +600t/年×3,285円/t =約20,000千円</p> <p>[1,200 t/年] 1,200t/年×30千円/t +1,200t/年×3,285円/t =約40,000千円</p> <p>※30千円/tは市外立地により規模拡大のスケールメリットが得られるとして設定 ※他は同上</p>	<p>[600 t/年] 計約55,000千円</p> <p>[1,200 t/年] 計約110,000千円</p>	<p>[長所] ○既に稼働中の民間施設に搬入するのですぐに分別実施可能 ○複数社による競争入札を導入できる可能性がある</p> <p>[問題点] ○プラの木・金の午後収集は午後3時頃も有り ○可燃ごみは週の前半に午後3時頃の収集有り ○自区外の施設に収集車が直接搬入するので、搬入先の都市の市民感情を害する恐れがある</p>
<p>システム3</p> <p>現在モデル事業で処理を委託している県外の民間事業者へ選別圧縮梱包を委託し、収集委託業者が直接搬入</p>	<p>注) モデル実施のプラスチック製容器包装の処理（生駒市衛生社→三重中央開発）と同じ。仙台市、横浜市、広島市等では、5年程度の長期契約を結び、市内に選別圧縮梱包会社を立地誘導して処理を委託している。</p>	<p>[600 t/年] ※隔週収集 (1収集日の必要台数) (収集費用) 2t車3台 3t車5～17台 計約65,000千円</p> <p>[1,200 t/年] ※毎週収集（木・金曜日にも1日収集★） (1収集日の必要台数) (収集費用) 2t車3台 3t車5～17台 計約131,000千円</p> <p>★遠方であり、1日1往復が限度</p>	<p>[600 t/年] 600t/年×30千円/t +600t/年×3,285円/t =約20,000千円</p> <p>[1,200 t/年] 1,200t/年×30千円/t +1,200t/年×3,285円/t =約40,000千円</p> <p>※同上</p>	<p>[600 t/年] 計約85,000千円</p> <p>[1,200 t/年] 計約171,000千円</p>	<p>[長所] ○既に稼働中の民間施設に搬入するのですぐに分別実施可能 ○複数社による競争入札を導入できる可能性がある</p> <p>[問題点] ○搬入先が遠方であり、1往復しかできないので収集費用は最も高い ○可燃ごみは週の前半に午後3時頃の収集有り ○自区外の施設に収集車が直接搬入するので、搬入先の都市の市民感情を害する恐れがある</p>
<p>システム4</p> <p>一旦市内のストックヤード（中継施設）に市内の収集委託業者が降ろし、選別圧縮梱包事業者が大型車で引取り</p>	<p>注) 大阪市等で導入されている。</p>	<p>[600 t/年] ※隔週収集 (1収集日の必要台数) (収集費用) 2t車3台 3t車3～4台 計約19,000千円</p> <p>[1,200 t/年] ※毎週収集（木・金曜日は午後収集） (1収集日の必要台数) (収集費用) 2t車3台 3t車3～4台 計約37,000千円</p>	<p>[600 t/年] 600t/年×40千円/t +600t/年×3,285円/t +5,900千円(中継施設整備費) =約32,000千円</p> <p>[1,200 t/年] 1,200t/年×40千円/t +1,200t/年×3,285円/t +8,200千円(中継施設整備費) =約60,000千円</p> <p>※40千円/tはパターン2,3+10千円/t(運搬費) ※中継施設はネットフェンス型で、耐用年数10年+誘導職員人件費</p>	<p>[600 t/年] 計約51,000千円</p> <p>[1,200 t/年] 計約97,000千円</p>	<p>[長所] ○ストックヤードの場所が確保できれば、既に稼働中の民間施設に引き取りを依頼するのですぐに分別実施可能 ○複数社による競争入札を導入できる可能性がある ○自区外処理であるが、収集車が直接搬入するわけではないので、市民感情に与える影響はややましである</p> <p>[問題点] ○プラの木・金の午後収集は午後3時頃も有り ○可燃ごみは週の前半に午後3時頃の収集有り ○ストックヤードの場所の確保が必要 ○地域循環型社会形成推進地域計画が既に策定されており、ストックヤードに対する交付金を得ることが難しいおそれがある</p>

②プラスチック製容器包装分別収集の全市実施に向けて

プラスチック製容器包装分別収集の全市実施については、当初は平成22年度下半期からの実施予定でしたが、選別圧縮梱包施設を今年度内に確保することが困難であることや、平成22年度のプラスチック製容器包装分別基準適合物の引き渡しに係る(財)日本容器包装リサイクル協会への申込み時期が既に終了(平成21年7月に引き渡し量を協会へ連絡。11月に申込み受付締切)していることなどから、平成23年度からの実施に向けて議論を進めております。

全市実施にあたっては、(財)日本容器包装リサイクル協会に対して、正確な引き渡し量による申請や選別圧縮保管の民間委託先の確保、委託費用の予算化が必要です。このために、プラスチック製容器包装の分別収集による収集量の推定は重要であり、平成22年度はプラスチック製容器包装のモデル分別事業の内容を見直し、分別収集量の推定に活用できるよう事業を実施する方向で意見がまとまりました。

このため、平成21年度中に2つのモデル地区へ分別排出に関するアンケート調査や分別されにくいプラスチック製容器包装や分別協力率等を把握するためのごみ組成調査を実施し、その結果を基に平成22年度に実施するモデル分別事業の実施計画を検討します。

また、市民に分かりにくいプラスチック製容器包装分別収集対象品目の分け方の周知徹底方法を検討するため、他市の先進的な情報を今後とも収集し、生駒市での適用の可能性について検討していくこととなりました。

3. 粗大ごみの電話リクエスト制の導入について

粗大ごみの電話リクエスト制は、現在のステーション収集から戸別収集となり、重く・大きなごみをステーションまで運ぶ市民負担を減らし、高齢化社会が進む中で必要と考えます。また、電話リクエストの時点で、廃棄される粗大ごみの状態を把握できるため、リユースの促進につなげることも可能と考えます。

(1) 電話リクエスト制の実施時期と対象品目

県内で有料、無料にかかわらず電話リクエスト制を導入している市は、12市中7市で、多くの市が電話リクエスト制を導入しています。高齢化社会における市民サービスの向上、リユースの促進のため、平成22年10月から電話リクエスト制を導入するよう意見がまとまりましたので報告いたします。

なお、粗大ごみには可燃系と不燃系の2つがありますが、不燃系の粗大ごみについては生駒市と民間収集業者との収集委託契約が平成24年度末までとなっていることから、当面は家具等の可燃系粗大ごみの電話リクエスト制を導入し、平成25年度からは粗大ごみ全体の電話リクエスト制を導入することが望ましいという意見でまとまりました。

(2) 電話リクエスト制の方式と受付方式

電話リクエスト制の導入に当たって、他都市の実績や市民サービス等を参考に検討し、以下のような方式とするよう意見がまとまりました。

具体的な『燃える大型ごみの申込み方・出し方』は別紙1に示しています。

〔電話リクエスト制の方式（案）〕

- 排出方法 「不用品」と記し、「受付番号」を記した紙を貼って
原則家の前に排出
- 粗大ごみの申込み回数 1ヶ月1回まで
- 1回の粗大ごみ申込件数 1回5点まで
- 電話受付の時間帯 月曜日から金曜日 午前9時から午後5時

〔電話リクエスト受付方式〕

電話リクエスト受付方式としては、表4に示すように市が直営で対応、NPOへ委託、電話受付民間専門会社へ委託の3つの方式があります。費用的には、直接人件費のみならず様々な経費を合わせるとトータルでは電話受付民間専門会社へ委託する方が有利であると思われます。

さらに、粗大ごみの電話受付業務は、短時間に必要な事項を要領よく聞き取る必

要があり熟練を要すること。また、収集の申込み受付だけではなく、問い合わせや苦情にも対応する必要があること。また、休み明けの月曜日や年末・年度末の時期に申込みが集中し、業務量に応じて柔軟に受付業務の人数を調整する必要があること。などから電話受付業務だけで判断すると通常は民間専門会社に委託することが妥当であると思われる。

しかしながら、市町村にはそれぞれの事情により、事務職員や技術職員の他に技能職員（現業職員）、再任用職員、臨時職員が配置されており、生駒市においてもこれらの職員の活用も含めて市全体としてみた場合に直営方式とするか、委託方式（NPOも含む）とするかについては、最も効果的な方式を検討するべきであるということ意見がまとまりました。

(3) 有料制の導入

粗大ごみの収集について有料制を導入するためには、市民意見の聴取、議会承認、料金徴収システムの整備、市民の理解等に多くの時間を要します。このため、当面は電話リクエスト制のみの導入とし、電話リクエスト制が市民に定着した後、可燃ごみなど他のごみの有料化と併せた検討が望ましいということで意見がまとまりました。

(4) 粗大ごみのリユースの促進

電話リクエスト制の申込時に簡易な補修によりリユースできる粗大ごみかを把握するとともに、修理工房や展示場所の確保などを検討し、粗大ごみのリユースの促進が求められることで意見がまとまりました。

(5) その他導入に当たっての配慮事項

今回は、可燃系粗大ごみだけに限定した電話リクエスト制の導入であり、市民に混乱がおこらないように周知徹底が必要であると考えます。また、聴覚障がい・言語障がいのある市民に対してファクスでの申し込み等の配慮をすることが必要です。

4. その他

ごみ処理経費の削減の観点から、可燃ごみの清掃センターへの直送を実施するにあたり、清掃リレーセンターの中継機能の廃止を検討する必要があります。このため、持込拠点としての現在の機能の維持とともに、リユースセンターとしての新しい機能の発揮等清掃リレーセンターのあり方について今後議論していきます。

なお、この件については、中継輸送を採用した過去の経緯もあり、地元自治会等の関係者と十分に調整するとともに、通行する道路の渋滞状況等、関連情報を収集して議論していきます。

表 4 電話受付業務比較表

	直営	委託（NPO）	委託（民間事業者）
人件費（年間）	臨時職員（3名） 6,400円（交通費含む）／日×3名×257日＝4,934,400円 再任用職員（6名） 200,000円／月×6名×12ヶ月＝14,400,000円	スタッフ（3名） 左記人件費＋諸経費（30%と想定）＝6,414,720円	委託業者従業員（基本3名） 5,040,000～8,001,000円 （見積ベース・予定受付件数により変動）
その他費用	事務所等の光熱水費 年間経費不明	事務所等の光熱水費 年間経費不明	通信費（市内～委託業者） 年間約500,000円
メリット	①市が全面的に業務に携わる。 ②個人情報の管理が徹底できる。（市外に持ち出す必要がない） ③生駒市内の雇用を創出することができる。（再任用職員の職場を確保することができる）	①市が積極的に業務に携わる。 ②個人情報の管理が比較的徹底できる。（市外に持ち出す必要がない） ③生駒市内の雇用を創出することができる。 ④NPOの育成に寄与することができる。	①電話受付業務に対して経験・ノウハウを持っている ②教育は委託会社が責任をもって行う。 ③質の高い電話対応が期待できる。 ④受付業務が迅速（端末操作等のスピードが速い）であるため、少ない人数で多くの件数を処理することができる。 ⑤受付場所の確保が不要である。（委託業者が確保） ⑥オペレータ以外に管理責任者が常駐しており、トラブルや苦情にも一次対応できる。 ⑦オペレータの増減に柔軟に対応できる（契約変更）。 ⑧繁忙期・閑散期等時期に応じた最適な人員配置を組むことができる。 ⑨入札等により費用はさらに安価になる可能性がある。
デメリット・問題点	①電話受付場所の確保が必要となる。 ②事務所や機器等の光熱水費の負担が発生する。 ③オペレータの募集・採用の手間がかかる。 ④オペレータの教育・指導が必要となる。（受付方法・機器操作・ごみ分別・接遇等） ⑤労務管理が必要となる。（労働時間・休憩・休暇対応等） ⑥トラブル・苦情対応として常時市職員が配置しないとイケない。（市職員人件費） ⑦オペレータの増減にすぐさま対応できない。 ⑧繁忙期・閑散期等時期に応じた適切な人員配置が困難である。 ⑨臨時職員のため、雇用期間の問題がある。	①電話受付場所の確保が必要となる。 ②事務所や機器等の光熱水費の負担が発生する。 ③一定期間教育・指導が必要となる。（受付方法・機器操作・ごみ分別・接遇等） ④トラブル・苦情対応として一定期間（常時）市職員が配置しないとイケない。（市職員人件費） ⑤繁忙期・閑散期等時期に応じた適切な人員配置が比較的困難である。 ⑥オペレータの増減にすぐさま対応できるかの問題がある。 ⑦NPOに業務を受託でき、業務遂行していく体力があるかの問題がある。	①個人情報の問題が懸念される。（市外に持ち出す） ②委託業者に業務をまかせっきりになる部分がある。 ③市内～市外の民間事業者間の通信費が必要となる。

※システム使用料（約2,600,000円）は、含まない。
 （事務局の考え方）

直営や市内NPOへの委託の最大のメリットは、市内における雇用が確保できる点にあるが、受付業務は粗大ごみの申込み対応にとどまらず、ごみ全般の問い合わせや苦情等を処理しなければならず、多くの知識と責任が求められる。このため、臨時職員やNPOスタッフがそうした処理まで求めるのは酷であり、市職員が責任者として常時又は一定期間つかなければならない。また、電話申込みは年末等の時期に多いなど時期による偏りがみられ、1週間のうちでも休み明けの月曜日等に集中する傾向があり、人員配置が難しい。こうした状況に応じた無駄のない適切な人員配置は、直営やNPOでは困難な部分があり、民間事業者にはこれまで培ってきた経験とノウハウがある。経費的にも直営やNPOとも変わらず、入札や条件設定によってはむしろ安くなる可能性もある。また、直営やNPOへの委託は、市職員の人件費やオペレータの研修費等の間接的な経費も発生する。唯一懸念される個人情報の問題についても、委託業者に高いセキュリティを確保させることによってクリアできると考える。これらのことから、費用対効果も含めて総合的・客観的な視点から判断して、本業務は民間事業者へ委託することが妥当であると考えられる。

燃える大型ごみの 申込み方・出し方

平成22年10月から

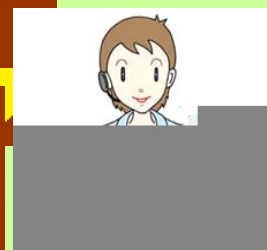
燃える大型ごみが電話申込みにより戸別に収集する方法に変更になります。

- 収集は無料です。
- 燃える大型ごみの定期収集はなくなります。
- 原則として戸別収集になります。
- 燃えないごみは従来どおりです。

燃える大型ごみが **申込み制**
になります。



月に1回
申込みができます。



一度に5点まで
申し込むことができます。



粗大ごみ受付センター

0743-00-0000

受付:月～金曜日(祝日も含む)午前9時～午後5時

生駒市役所 環境事業課

燃える大型ごみの申し込み方

(無料)

1 「粗大ごみ受付センター」に電話してください。

電話番号 0743-00-0000

- 受付曜日と時間 月～金曜日(祝日を含む)午前9時～午後5時
- 休日明けなどは申し込みが集中しますので、電話がつながりにくいことがあります。
- おかけ間違いのないようご注意ください。

メモを用意してください。
大きなものはおよそのサイズ
(幅・奥行き・高さ)を確認して
おいてください。

数量の数は方は、「ごみガイドブック」を
ごらんください。

2 住所・氏名・電話番号をお聞きします。

3 ごみを出す場所を確認します。

- 原則戸別(玄関前など)での収集になります。
- 収集車が通れない場所や集合住宅は、指定場所(ごみ集積所など)での収集になります。

4 ごみの品目や数量をお聞きします。

- 1回の申込みは5点まで、申し込みできます。

5 収集日と受付番号をお知らせします。

- 収集日と受付番号はメモをしておくなど、忘れないようお願いします。
- 収集日は、申し込みのあった日から3日～10日前後になります。年末、年始などの繁盛期は10日以上かかることがありますので早めの申込みをお願いします。



6 収集日の当日、朝7時までに出してください。

- 不用な紙に「不用品・受付番号」を書いて、排出される燃える大型ごみの見える場所に貼り付けてください。※表示のない物は回収しません。

不用品
受付番号

聴覚障がい・言語障がいの方は、ファクスでも申し込みができます。

FAX番号 0743-00-0000

- 住所、氏名、電話番号、ごみの内容、ごみを出す場所を記入の上ファクスを送信してください。折り返し、収集日と受付番号をお知らせします。

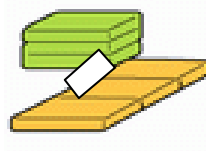
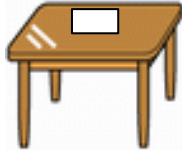
- 申し込み後に数量、ごみの内容等に変更があった場合
できる限り早めに粗大ごみ受付センターに電話してください。
- 収集日に、ごみを出すのを忘れた場合
当日は収集できませんので、再度申込みが必要です。
- 直接清掃リレーセンターに持込することもできます。

燃える大型ごみの出し方

燃える大型ごみは1回につき5点まで出せます。

単品で出す場合

1品が1点です。



棒状のものを束ねて出す場合

1束が1点です。




長さは1.5m以下にしてください。
直径15cm以下にしてください。

セットのものはそれぞれが1点と数えます。

例：ソファセット	➡	ソファは1つが1点。
テーブルセット	➡	テーブルが1点、椅子1脚が1点。
鏡台(ドレッサー)	➡	本体が1点、椅子が1点。

市で回収できない主なもの

家電4品目	テレビ、エアコン、洗濯機・冷蔵庫、冷凍庫	家電小売店等に依頼してください。
パソコン	デスクトップ本体、ディスプレイ、ノートパソコン	メーカーに問い合わせてください。
建築廃材	コンクリート、ブロック、レンガ、瓦、がれき等	建築廃材取り扱い業者に依頼してください。
建築設備	流し台、洗面器、シャッター等	解体業者、修理業者、販売店に依頼してください。
その他	バッテリー、農薬、劇薬、注射針、点滴針等医療器具 消火器、灯油、シンナー類、廃油、ペンキ、石、砂、土 ドラム缶、金庫、ピアノ、オイルヒーター、仏壇(解体されたものを除く) その他上記に類するもの	販売店、製造業者、処分業者等に依頼してください。 

資料 1 生駒市環境審議会ごみ減量化専門部会委員名簿

(敬称略)

部会長	森住 明弘	NPO法人 大阪ごみを考える会理事長
部会長代理	藤堂 宏子	環境審議会・生駒市自治連合会会長
委員	中西 達也	環境審議会・弁護士
委員	田村 有香	環境審議会・京都精華大学講師
委員	高木 忠夫	環境審議会・生駒市老人クラブ連合会副会長
委員	大内 あずさ	一般公募による市民
委員	谷川 恵美子	一般公募による市民
委員	小林 牧子	一般公募による市民

資料2 生駒市環境審議会ごみ減量化専門部会等開催状況

〔生駒市環境審議会ごみ減量化専門部会〕

	開催日	主な内容
第1回	平成21年8月18日 生駒市コミュニティセンター会議室	○委嘱状交付 ○部会長の選出、部会長代理の指名 ○生駒市のごみ処理・リサイクルの概要について ○ごみ減量化専門部会の進め方について
第2回	平成21年9月28日 生駒市役所会議室	○プラスチック類の排出形態と容器包装リサイクル法の仕組みについて ○プラスチック製容器包装の全国的な導入状況について ○新たな分別収集導入に関する検討事項について
第3回	平成21年11月25日 生駒市コミュニティセンター会議室	○プラスチック製容器包装の分別収集とリサイクル方式の比較検討について
第4回	平成21年12月11日 生駒市コミュニティセンター会議室	○プラスチック製容器包装のモデル収集の実施について ○粗大ごみの電話リクエスト制の導入について
第5回	平成22年1月12日 生駒市役所会議室	○他市における粗大ごみの電話リクエスト制の状況について ○粗大ごみの電話リクエスト制の導入のスケジュールについて ○プラスチック製容器包装モデル地区におけるアンケート調査について ○ごみ質調査について
第6回	平成22年1月27日 生駒市コミュニティセンター会議室	○粗大ごみの電話リクエスト制の方法について ○プラスチック製容器包装モデル地区におけるアンケート調査及びごみ質調査について ○環境審議会への中間報告について
第7回	平成22年2月18日 生駒市コミュニティセンター会議室	○環境審議会への中間報告について

〔生駒市環境審議会ごみ減量化専門部会勉強会〕

	開催日	主な内容
第1回	平成21年9月4日 清掃センター会議室	○清掃リレーセンター、清掃センターの施設見学
第2回	平成21年10月6日 北河内4市リサイクルプラザかざぐるま会議室	○北河内4市リサイクルプラザかざぐるま、(株)リサイクル・アンド・イコールの施設見学
第3回	平成21年10月29日 生駒コミュニティセンター会議室	○新たな分別収集導入に関する検討事項について
第4回	平成21年11月17日 生駒市役所会議室	○プラスチック製容器包装の分別収集とリサイクル方式の比較検討について